

【科目情報】

授業コード	1FCB409010	科目ナンバリング	FCALAW82009-J4
授業科目名	刑事模擬裁判		
担当教員氏名	高見 秀一		
開講年度・学期	2022年度後期	曜日・時限	水曜5限
授業形態	実習		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

授業概要	<p>この授業は実習形態で行われる。刑事実務家としての能力は、公訴提起後は実際の刑事法廷（公判前整理手続を含む）で示されることになる。その実際の手続を自らの頭で考えながら経験して、刑訴法、刑訴規則、及び刑事手続に関する裁判例等の理解を深めることがこの授業の内容である。</p> <p>この授業に参加することによって、刑訴法、刑訴規則等の手続法規が、実務にどう連なっているのか（どのように反映されているのか）を、実感として理解できるはずであるし、刑事手続に関する裁判例の意味が理解できるはずである。そのような授業を目指す。</p>
到達目標	<p>ある事件の被疑者が公判請求されたことを前提に、各訴訟当事者が、各段階の手続で行うべき行為、法廷での訴訟行為等について、具体的事例に則してロールプレイする中で、問題点への対処方法を自分の頭で考え対応できるようになること、及び、実務家法曹として要求されるスキルの基本的部分を習得してそれをロールプレイに生かせるようになることが到達目標である。</p>

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	<p>司法研修所刑事裁判教官室編集の「刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－平成21年版」に基づいて、公訴提起後の一件記録の編綴の仕方、記録の読み方等について解説。</p> <p>上記記録についての解説DVD（司法研修所から各ロースクールに1巻送付されたもの）を用いて、第1回では、主に公判前整理手続の流れ（証拠開示の終了まで）について解説すると共に、根拠規定（条文）を質問し、答えさせる。授業後、各チーム編成をさせる。</p>	<p>訴訟記録の一件記録の編綴方法（前期の「刑事訴訟実務の基礎」で履修したこと）について、復習して理解しておくこと</p>
第2回	<p>上記記録についての解説DVDを用いた解説の2回目（公判前整理手続期日の終了まで）。</p>	<p>公判前整理手続・証拠請求及びそれに対する意見の条文を理解しておくこと</p>
第3回	<p>上記DVDを用いた解説の3回目（第1回公判手続の冒頭手続まで）。</p> <p>（模擬裁判記録）刑事模擬裁判用の記録を檢察官チームに交付。</p>	<p>証拠調べ手続の条文（ことに異議申立の手続及びその後の裁判所の差配の方法に関する規定）を理解しておくこと</p>

<p>第4回</p>	<p>上記DVDを用いた解説の4回目（冒頭陳述から、証人尋問、被告人質問まで）。</p> <p>尋問調書に基づいて証人尋問のロールプレイをさせ、その中で、異議申し立ての方法、理由、判断の手続を理解させる。</p> <p>（模擬裁判記録）検察官チームは、次回までに起訴状を裁判所に提出。第5回以降は、すべて模擬裁判記録に基づくロールプレイを行う。</p> <p>なお、模擬裁判の性質上、手続の進捗状況により、授業内容はスライドすることがある。</p>	<p>第4回以降14回（判決宣告）までの授業は、それぞれの訴訟当事者が、作成や準備を求められる事項がその時点ごとに発生してくる。そのため、各当事者ごとに、それに応じた書面を臨機に作成し、対応・応答を準備しておくことが必要になってくる。</p> <p>教員は、その度ごとに講評を加えるので、その意味を理解し、自分が準備した書面・準備した事項等について、どこを改善すべきかについて振り返り、必要に応じて補充書面なども提出すること。</p>
<p>第5回</p>	<p>弁護人の起訴状求釈明。それに対する対応。公判前整理手続に付する決定。</p> <p>検察官は、次回までに、証明予定事実記載書を提出し、かつ、証拠調べ請求をする。</p>	<p>第4回の部分に記載した通り</p>
<p>第6回</p>	<p>第1回公判前整理手続の前段階で行う準備作業について、ロールプレイを行いながら説明する。</p> <p>起訴状の補正・訂正（起訴状求釈明に対する処理）</p> <p>弁護人の証拠一覧表交付請求</p> <p>検察官の請求証拠の開示・証拠一覧表の交付</p> <p>弁護人の求釈明申立（証明予定事実記載書へのもの。検察官証拠請求へのもの）</p> <p>次回までに類型証拠開示請求をさせる。</p>	<p>第4回の部分に記載した通り</p>
<p>第7回</p>	<p>第1回公判前整理手続のロールプレイを行う（被告人も出頭する）。証明予定事実記載書に対する求釈明についての処理等。</p> <p>次回までに、検察官は、証拠開示請求に対する回答書を作成するとともに、開示が必要と思われる類型証拠を開示する。弁護人が裁定請求をする場合は、次回までに行わせる。</p>	<p>第4回の部分に記載した通り</p>
<p>第8回</p>	<p>第2回公判前整理手続期日のロールプレイを行う。</p> <p>類型証拠開示請求に関するやりとりを解説する。</p> <p>検察官証拠請求に対する弁護人証拠意見及び弁護人の予定主張を明らかにさせる時期（次回までの日）を決める。</p> <p>次回までに、検察官は、追加証拠請求をする。弁護人は証拠意見・予定主張記載書面を提出する。</p>	<p>第4回の部分に記載した通り</p>

第9回	第3回公判前整理手続のロールプレイ。 検察官の証人尋問請求等立証方針の確定。	第4回の部分に記載した通り
第10回	第4回公判前整理手続のロールプレイ。裁判所の証拠決定等を終わらせ、証拠の整理を完了させる。 争点を確認し、審理予定を確定し、公判前整理手続を終了させる。	第4回の部分に記載した通り
第11回	第1回公判期日（冒頭手続及び証拠調手続－書証・証拠物の取調まで－）のロールプレイ。 冒頭手続、検察官及び弁護人の冒頭陳述（ビデオに収録）、冒頭陳述についての異議。同意書証の取り調べ。証拠物の取り調べ。	第4回の部分に記載した通り
第12回	第2回公判期日で行う証人尋問のロールプレイ。異議申立及びそれに対する判断の手続等も行う。ビデオに収録して15回の授業に使用する。	第4回の部分に記載した通り
第13回	第3回公判期日で行う証人尋問（2期日め）・被告人質問のロールプレイ（ビデオに収録）。証拠調べ手続を終了させる。	第4回の部分に記載した通り
第14回	第4回公判期日。論告・弁論・最終陳述（ビデオに収録）。弁論を終結させる。	第4回の部分に記載した通り。 なお、それまでの手続についての疑問点・質問点を挙げられるように準備しておくこと。
第15回	第5回公判期日。判決宣告（ビデオに収録）。その後全体講評をする。 判決宣告までの手続についての疑問点・質問等を挙げさせ、それについて議論させ、解説する。 ケースセオリーについて説明し、可能であればブレインストーミングを行う。 冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、論告、弁論等について、ビデオ再生及び証人尋問調書を使いながら、検察官チーム・弁護人チームに各尋問・質問の意図等を質問する。 異議のやりとり、裁判所の異議に対する決定について解説する。 なお、授業の進捗状況等によっては、いずれか1回の授業に代えて、教員が担当している具体的事件（証人尋問期日）の法廷傍聴を行う場合がある。	自分が担当した証人尋問・被告人質問について、その尋問・質問の意図について再確認しておくこと。 裁判官は、自らが行った異議の差配について、再確認しておくこと。
第16回	期末試験	

<b>成績評価方法</b>	<p>絶対評価</p> <p>なお、学年末に筆記試験も実施する。評価方法は、模擬裁判記録に基づくロールプレイ（実習形態）における各訴訟行為の内容、各場面で作成した書面の内容等が、その時点で必要とされる訴訟行為、書面の要件を満たしているか、内容が論理的で合理的な説明となっているか等の観点で評価して60点を配点し、学年末に行う筆記試験に40点を配点する。</p> <p>筆記試験は、模擬裁判で実際に行った訴訟行為等について、自分の言葉で説明できることを評価基準とする。</p>
<b>履修上の注意</b>	<p>手続が進行していく過程で、各当事者が何を行い、どんな書面を作成し、どんな尋問準備をするのか等、常に準備事項が発生してくるので、それらについて準備するとともに、事後には、自分が準備した書面・尋問事項などについて、どこを改善すべきかについて振り返ること。</p>
<b>教科書</b>	<p>司法研修所監修の「刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－平成21年版」（法曹会）を教科書として指定する。</p> <p>模擬裁判に用いる模擬裁判記録は、担当教員が事前に配布する。</p>
<b>参考文献</b>	<p>『刑事訴訟法における学説と実務－初学者のために』守屋克彦編著（日本評論社、2018年）（現役裁判官と元裁判官の弁護士・研究者が執筆を担当している）</p> <p>『実践！刑事証人尋問技術 part2：事例から学ぶ尋問のダイヤモンドルール』（現代人文社、2017年）（担当教員が一部執筆を担当している）</p>
<b>その他</b>	